

平成29年10月17日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について
<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社富士電業社に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>
環境省東北地方環境事務所 総務課
課長：種瀬、補佐：児島
TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野7-13-6

2 指名停止措置期間：平成29年10月17日～平成29年12月16日（2ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社富士電業社は、岩手中部水道企業団が発注した「東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託」の指名競争入札において、指名業者と設計価格の情報を同企業団東和事業所長から事前に得て落札したとして、平成29年8月16日、岩手県警に官製談合防止法違反の容疑で逮捕され、同年9月1日、盛岡区検察庁に、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴された。

5 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第8号アに該当する。

従って、本件については、2ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別領別表2第8号

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に 係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人 においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札 妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき。 ア 当該部局が所管する区域内の他の公共機関の 職員 イ 当該部局が所管する区域内の他の公共機関の 職員	当該認定をした日から 2ヶ月以上12ヶ月以内